

相模原市監査委員公表第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、相模原市職員措置請求の監査結果の勧告に基づく措置について、平成19年12月21日付けで相模原市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年12月28日

相模原市監査委員 田中勝年

同 石橋忠文

(通知内容)

相模原市職員措置請求の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成19年10月3日付けFNo. 0・8・1で勧告のあったことについて、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき通知します。

1 勧告に対する措置

勧告の内容	措置状況
<p>(ア) 措置すべき事項</p> <p>市政クラブの平成18年度分の事務所費について、使途基準に照らし実際の使用状況を十分精査の上、執行額を確定し、結果として返還すべき事務所費がある場合には、不当利得返還請求等の必要な措置を講じること。</p> <p>市長において措置を講じる際の目安として、事務所の政務調査活動としての利用形態に応じた費目別の政務調査費充当限度割合（あん分率の打切り上限）は、青森地裁等の判決事例から次のとおりとする。</p> <p>維持管理費等について明確に区分できる場合には、積算した数値によることとし、その他の場合には、「事務所が自宅の場合、あん分率は2分の1」、「事務所が自宅や会</p>	<p>監査勧告に基づき、使途基準に照らし実際の使用状況を十分に精査し、その上で領収書や支払証明書などにより客観的に支払いが証明できる経費に限定し、かつ、勧告に示されたあん分率等に従い算出したところ、平成18年度市政クラブの事務所費執行額は3,246,340円と試算されたことから、平成19年12月4日付けで市長から市政クラブに対してこの試算額を提示いたしました。</p> <p>市政クラブでは、市長からの試算額の検討を行った結果、提示された試算額を執行額として受け入れることとし、平成18年度の市政クラブの事務所費の執行額を3,246,340円に修正するとともに、既執行額との差額の2,453,660円を</p>

<p>社の一部で、さらに後援会事務所を兼ねている場合、 あん分率は4分の1」とし、備品購入費、リース代、消耗品費の場合は、専ら政務調査活動用のものは全額認めるが、それ以外のものは2分の1とする。</p> <p>(イ) 措置期限 平成19年12月25日</p>	<p>市に返還する旨、収支報告書の修正が平成19年12月17日付けで議長宛に提出され、同日、市長に送付されました。</p> <p>これを受け、市長としては、試算額と相違ないことから、同日付けで執行額を3,246,340円に確定し、12月18日に市政クラブから申出のあった全額が返還されたことを確認いたしました。</p> <p>このことにより、市長から返還措置を講ずる必要がなくなりました。</p> <p>なお、今回の算出では、客観的に支払いが証明できる経費のみを認めましたが、各議員とのヒアリング結果等から判断すると、領収書等はないものの事務経費など他に実際に支出している経費があったものと推量されます。</p>
---	--

## 2 その他の事項

監査結果では、上記勧告に加えて監査委員の「意見」及び「要望」が示されておりますが、それらに対して、市長として次のとおり対応を図りました。

### (1) 意見について

意見（要旨）	対応状況
<p>市長は、平成17年度に執行した事務所費についても平成18年度の事務所費と同様に、適正な執行額に確定させることが肝要であると思料する。</p> <p>また、公金の適正な執行の確保を図る観点からは、本件事務所費に限らず、政務調査費全体について他の会派又は議員に交付した分も含めて検証することが必要であると考えます。</p>	<p>監査意見に対しましては、次のとおり対応しました。</p> <p>ア 平成17年度の事務所費については、市政クラブとして執行額を改めて検証し、適切に対応するよう12月17日付けで文書により求めました。</p> <p>イ 他会派等の事務所費についても、平成17年度及び平成18年度に支出実態がある会派等に対して、執行額を改めて検証し、適切に対応するよう12月17日付けで文書により求めました。</p> <p>ウ 事務所費については、平成17年度から制度化されたものであること、また、各議員が会派の行う調査研究活動を分担して各事務所で行うという性格上、会派としての取り扱いが十分に徹底されていない点も見受けられたところですが、そ</p>

	<p>の他の項目については、平成13年度の      制定時から使途基準に基づき各会派の責      任において執行されています。今後とも      各会派等において引き続き適正な執行が      なされるよう、12月18日付けで文書      により議長に対し求めました。</p>
--	---

(2) 要望について

要望（要旨）	対応状況
<p>ア 議長にあつては、政務調査費の透明性の確保に努めるとともに、政務調査費の使途については議員に説明責任があることから、使途基準の一層の明確化と審査の厳格化を図り、市民の信頼が得られる適正な運用を期されたい。</p> <p>イ 市長にあつては、予算執行の適正確保の観点から、執行額の適否に係る的確な検収に努められたい。</p> <p>ウ 会派の代表者及び経理責任者にあつては、所属議員が共通認識の下で政務調査費を執行できるよう、使途基準の内容及び支出項目について解釈の統一及びその周知徹底を図られたい。</p>	<p>監査要望に対しましては、次のとおり対応しました。</p> <p>ア、ウ          議長に対し、12月18日付けで文書により、政務調査費の使途基準の一層の明確化とともに、具体的な支出の精査など、適正な運用の確保に努めることを要請し、併せて各会派等への周知徹底を要望しました。</p> <p>イ 平成19年5月交付分から政務調査費における使途の一層の明確化を図るため、領収書等証拠書類を添付することが条例により義務付けられましたことから、執行額の適否に係る的確な検収体制をさらに充実するとともに、適正な予算の執行に努めます。</p>

以 上